

○印鑑の登録及び証明に関する事務について（抜粋）

(昭和49年2月1日自治振第10号自治省行政局)
(振興課長から各都道府県総務部長あて通知)

最近改正 平成16年3月2日總行市第65号

印鑑登録証明事務処理要領

第1 目的

この要領は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、印鑑の登録及び証明に関する事務が正確かつ迅速に処理されるために、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が準拠すべき事項を定め、もつて住民の利便を増進するとともに取引の安全に寄与し、あわせて市町村の行政の合理化に資することを目的とする。

第2 印鑑の登録に関する事項

5 印鑑登録原票

(1) 必要登録事項

市町村長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登録の申請について審査した上、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

- ア 登録番号
- イ 登録年月日
- ウ 氏名
- エ 出生の年月日
- オ 男女の別
- カ 住所

(2) 任意登録事項

市町村長は、印鑑登録原票に(1)に掲げる事項のほか印鑑の登録及び証明に関して必要と認めるその他の事項を登録することができるものとする。

(3) 印鑑登録原票の調製

市町村長は、統合管理する限り、印影と印影以外の事項とを別葉の印鑑登録原票に登録することができるものとする。

この場合において、印影以外の事項を登録した印鑑登録原票については磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができるものとする。

第3 印鑑登録証に関する事項

1 印鑑登録証

市町村長は、印鑑を登録した場合には、次に掲げる効力を有する印鑑登録証（印鑑の登録を受けている旨を証する書面をいう。）を登録申請者又はその代理人に対して直接に交付するものとする。

- (1) 印鑑の登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示しない限り、印鑑登録証明書の交付を受けることができないものであること。
- (2) 市町村長は、印鑑登録証を持参して印鑑の登録の証明を受けようとする者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものとすること。

2 記載事項

印鑑登録証には、登録番号を記載するほか、次に掲げる事項について記載欄を設けることができるものとする。ただし、住民基本台帳カード（法第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下同じ。）を印鑑登録証として利用する場合については、第6によるものとする。

- ア 印鑑登録証明書の交付年月日
- イ 印鑑登録証明書の交付枚数

4 印鑑登録者識別カード

市町村長は、必要と認める場合には、印鑑を登録した場合において、登録申請者又はその代理人の申請に基づき、印鑑の登録を受けている者を識別するための磁気又は集積回路を付したカードをもつて調製された印鑑登録証（以下「印鑑登録者識別カード」という。）を交付する（印鑑の登録を受けている者又はその代理人については、その申請に基づき、交付を受けている印鑑登録証と引換えに、印鑑登録者識別カードを交付する）ものとすることができる。

第4 印鑑登録証明書に関する事項

1 印鑑登録証明書の交付

- (1) 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、登録市町村長に対して印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、印鑑登録証を添えて、書面でしなければならないものとする。
- (2) 市町村長は、印鑑登録証明書の交付の申請があつたときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録証を返付するものとする。
- (3) 第3の2により記載欄を設けているときは、(2)の場合において、市町村長は、印鑑登録証に印鑑登録証明書の交付年月日及び交付枚数を記入するものとする。
- (4) 印鑑の登録を受けている者は、印鑑登録者識別カードの交付を受けている場合には、市町村の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機に印鑑登録者識別カード及び登録者暗証番号（印鑑登録者識別カードの不正な使用を防止するために暗証として入力される番号で、登録申請者又は印鑑の登録を受けている者が市町村長に届け出たものをいう。以下同じ。）を使用して入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

この場合においては、市町村長による当該申請が適正であることの確認、印鑑登録者識別カードの返付及び印鑑登録証明書の作成は、あらかじめ作成したプログラムに従つて行うものとし、印鑑登録証明書の交付の方法は、端末機からの出力によるものとする。

(5) 市町村長は、第3-1の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者が、電子情報処理組織（市町村長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことにより、印鑑登録証明書の交付の申請を受理することができる。

この場合においては、登録番号その他の市町村長が印鑑登録原票との照合に必要と認める事項について入力させ、入力する事項についての情報を電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第1項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名（以下「電子署名」という。）を行わせ、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する次に掲げる電子証明書のいずれかと併せてこれを送信させることにより、申請の意思を確認するものとする。

- ① 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する電子証明書
- ② 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）

この場合における交付の方法は、申請者の請求に基づき、申請者の住所あて、当該印鑑登録証明書を郵送することができるものとする。

第6 住民基本台帳カードの印鑑登録証等としての利用に関する事項

1 住民基本台帳カードの印鑑登録証等としての利用

法第30条の44第8項の条例において住民基本台帳カードを印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして利用することができる旨を規定している市町村の市町村長は、印鑑を登録した場合で住民基本台帳カードの交付を受けている者から当該住民基本台帳カードを印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして利用する旨の申請があったときは、印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードの交付に代えて、当該住民基本台帳カードを印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして利用することを認めるものとする（住民基本台帳カードを印鑑登録証として利用する場合は2又は3の方法によるものとし、印鑑登録者識別カードとして利用する場合は3の方法によるものとする。）。

2 住民基本台帳カードの券面に登録番号を記載して印鑑登録証として利用する場合

住民基本台帳カードの券面に登録番号を記載して印鑑登録証として利用する場合には、印鑑の登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証である住民基本台帳カードを提示し、基本利用領域（住民基本台帳カードに関する技術的基準（平成15年総務省告示第392号）第1－5の基本利用領域をいう。以下同じ。）に設定された住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）第45条の暗証番号を照合することができない限り、印鑑登録証明書の交付を受けることができないものとする。

3 住民基本台帳カードの条例利用領域又は磁気テープ等を利用して印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして利用する場合

(1) 住民基本台帳カードの条例利用領域（住民基本台帳カードに関する技術的基準第1－9の条例利用領域をいう。以下同じ。）又は磁気テープ等を利用して印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして利用する場合には、基本利用領域及び他の利用領域とは独立した条例利用領域又は磁気テープ等に必要な事項を記録するものとする。

(2) 印鑑の登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードである住民基本台帳カードを提示し、登録者暗証番号（(1)の条例利用領域に設定された暗証番号を含む。）を照合することができない限り、印鑑登録証明書の交付を受けることができないものとする。